

たかねざわ 農委情報

令和4年9月
第132号
 編集・発行
 高根沢町農業委員会
 高根沢町大字石末2053
 TEL 675-8108



女性農業士による食育活動の様子（高根沢町立北小学校）

農地等の諸申請
 (売買・交換・贈与・貸借・転用等)は
毎月10日〆切
 (10日が休日の場合は、前開庁日)

——— 主な内容 ———

- 第1回高根沢町人・農地プラン懇談会が開催されました！ …… P2,3
- 地域の農業者の取組事例 …… P4
- 農地中間管理事業 …… P5
- 新規就農者紹介・農業委員会活動報告 …… P6

第1回高根沢町人・農地プラン懇談会が開催されました！

令和4年7月14日～8月31日の間で、町内全16地区における第1回目となる人・農地プラン懇談会が開催されました。

コロナ禍の状況下のため、懇談会への参集範囲を地区の中心経営体（認定農業者・認定新規就農者・認定農業法人・集落営農組織）を中心に、農事組合長、農業委員、農地利用最適化推進委員として開催されました。

地区ごとに情報を提供して、地区の皆さんと地域農業の状況を共有することができた懇談会となりました。

●「実質化された人・農地プラン」とは・・・

本町における「人・農地プラン」は、町内全16地区に区分けされており、令和3年3月末に実質化して公表されています。

この「実質化された人・農地プラン」とは、地域の農業者の高齢化や後継者・担い手の不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を一体的に解決し、地域の農業を持続可能なものにするため、近い将来の地域内の農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）を明確化し、各地区における将来の農業の在り方などをまとめたものです。

今後はこの「人・農地プラン」を軸に、地域農業の発展のため、実行していくことが何よりも重要とされています。

●「人・農地プラン」の実行へ向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の取組みとは・・・

農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化され、農業委員と農地利用最適化推進委員は、「農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進など）」のために日々活動しています。

特に、農地利用最適化推進委員は、担当区域に密着して現場活動を担っております。農業委員と農地利用最適化推進委員は、各地区の人・農地プラン懇談会へ参加し、積極的に知識を深めました。

今後、農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進員）は、町産業課と協力し合いながら、各地区における将来の農業の在り方をより具体的に協議していきます。

皆様のご理解・ご協力が不可欠ですので、よろしく願いいたします。



●人・農地プラン16地区一覧

No.	人・農地プラン地区名()内は農事組合名
1	上高南部(上高南部・上高中部・上高東部)
2	上高北部(西根・金井)
3	栗ヶ島(栗ヶ島)
4	寺渡戸(寺渡戸)
5	花岡東部(東上・東下)
6	花岡西部(西高谷・西上・西下)
7	平田(仁井田・東高谷・上太田・中郷)
8	太田(太田)

No.	人・農地プラン地区名()内は農事組合名
9	桑窪(桑窪)
10	台新田(台新田)
11	柏崎(柏崎)
12	熟田(飯室・文挟・伏久)
13	大谷(大谷東・大谷宮下・大谷闘場・西大谷・大谷天沼)
14	石末北部(笹原・向原・石末宿)
15	石末南部(石末原・柳林・籠関・赤堀)
16	釜ヶ淵(中妻・中東台・石神サギノヤ・宝中・中西・西町東町)



(令和4年8月2日開催の桑窪地区懇談会)



(令和4年8月3日開催の大谷地区懇談会)

●人・農地プランに関するお問い合わせ先 町産業課 (TEL: 028-675-8104)

特集

重要なお知らせ

— 農業者年金制度が改正になりました! —

平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です

ポイント
1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます。
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント
1

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の選択肢が
広がります。
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金 65歳以上75歳未満

特例付加年金 65歳以上(年齢上限なし)

ポイント
3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます。
(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



※農業者年金の加入には、

「国民年金第1号被保険者であること」

「年間60日以上農業に従事していること」

「60才未満であること」

の3つの要件を満たしている必要があります。

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ!

地域の農業従事者の取組

営農型太陽光発電の取組について

農地利用最適化推進委員 見目智史

私は令和3年度から自作水田にて、営農型太陽光発電に取り組んでいます。営農型太陽光発電はソーラーシェアリングとも呼ばれ、ソーラーパネルを設置した圃場で作付け営農を行い、パネルで発電した電気を売電し副収入を得ることが出来ます。パネルを設置する支柱の間隔は4mで高さも4m以上あるため、トラクターやコンバインでの作業も可能です。圃場は約30aですが、パネルの設置面積は13aほどでパネルごとに隙間があるため、作物が長時間日陰になることなく、生育に必要な光は十分に得られることが出来ます。実際に昨年度の収量は、作付け出来ない支柱の周りを除けば近隣の圃場とほぼ同じでした。



私が導入したメーカーは、見積り時に年間の最低売電価格を計算し、その価格を20年間保証する保険が付帯するため、雨天や曇天が続いたり故障等で発電量が少なくなったりしても安心です。もちろん、発電量が見積りより上回った場合は、全量売電可能です。設置する際は、農地の一部転用が必要なため様々な書類の提出が必要となりますが、前例を基にすることで容易に作成可能かと思えます。

営農型太陽光発電は、長期間の売電保証があり設置工事を差し引いても利回りのよい投資です。米価下落や資材費高騰等で所得が減り厳しい状況ですが、売電副収入により少しだけ余裕が来ています。

農地所有適格法人になって

(株)黒内農産 黒内安男

平成28年12月5日に長年個人で経営してきた農業を法人化し、(株)黒内農産を設立しました。きっかけは会計事務所からの勧めで、節税対策のためでした。現在は家族4人で約59haの農地を経営しております。主な事業内容としては飼料米の生産・販売が全体の約5割を占めています。他には食用米の生産・販売店への卸売り・農業協同組合への出荷、農作業の受託（農薬のドローン散布・稲刈り）等です。

法人化したメリットを感じている点は、個人事業主の時には経費と認められなかった役員報酬を経費として引くことができるので節税対策になること、また個人事業者のときと比較して低金利で融資を受けられること、信用度が上がったことだと感じています。

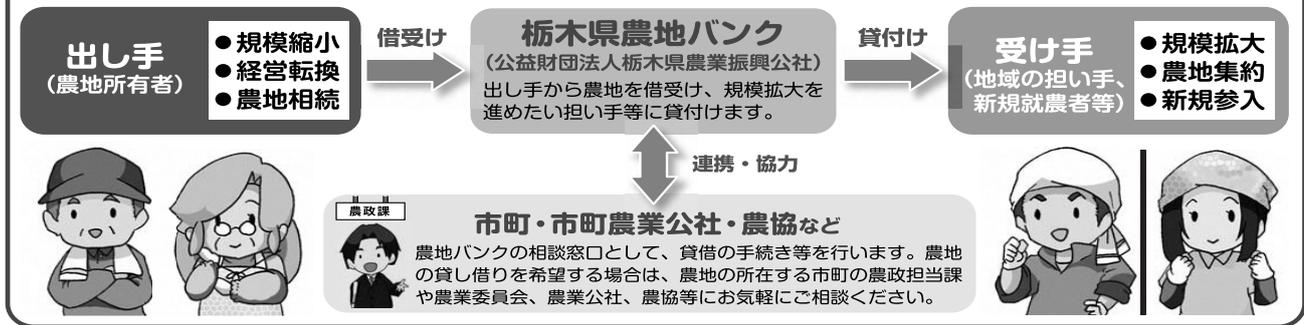


法人化してからは信用度が上がったことにより周囲の方から耕作を依頼されることが増えました。当社ではお借りしている農地を「耕作してやっている」という考えではなく、「耕作させていただいている」という気持ちで経営しております。地域に荒廃した農地が増えてほしくない、地域の農業が発展して行ってほしいという思いがあるからです。

今後は人材確保をして後継者・担い手の育成をし、経営規模を拡大したいと考えています。当社だけでなく地域として、この問題を解決していけるよう働きかけたいと考えています。

農地の貸借は農地バンク(農地中間管理機構)へ

農地バンク事業の仕組み



出し手のメリット

- ①農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸すことができます。
- ②賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

受け手のメリット

- ①経営規模の拡大が図れます。
- ②長期間の借入れが可能なので、安心して耕作や設備投資ができます。
- ③出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一括化されるので、事務が軽減されます。

- 対象農地は、市街化区域以外の区域の農地です。また、再生不能と判断された遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準があります。協力金の交付の対象は、農業振興地域内の農地のみとなります。
- 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により5年とすることができます。
- 要件を満たせば、**機構集積協力金**や**農地の固定資産税の軽減**が受けられます。



詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

R4(2022).6月

機構集積協力金交付事業

要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。

1. 地域タイプ (地域集積協力金・集約化奨励金)

農地バンクに地域の農地をまとめて貸し付け、農地集積・集約化に取り組む地域へ協力金を交付します。

(1) 地域集積協力金

地域の話合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に協力金が交付されます。

※農地バンクを介した農作業委託も交付対象となります。

(委託期間10年以上)

	農地バンクの活用率		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

農地バンクの活用率

農地バンクへの貸付総面積 + 農地バンクへの農作業委託総面積 / 地域の農地面積

(2) 集約化奨励金

担い手同士の農地交換等により耕作者への農地集約化に取り組む地域に奨励金が交付されます。

※農地バンクを介した農作業受託も交付対象となります。

	団地面積割合	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加あるいは、団地平均面積1.5倍以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)

団地面積とは

- ・同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)のまとまりのある農地の面積
- ・団地とは一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。

2. 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で、農地バンクに農地を貸付けると、協力金が交付されます。

- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者

	交付単価	上限額
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※令和4・5年度においては、地域タイプと一体的に取り組む場合のみ対象となります。

3. 農地整備・集約協力金

簡易な基盤整備(農地耕作条件改善事業)に取り組む場合に、農地バンクを活用して対象農地を担い手に集約すると、農業者負担が軽減されます(最大でゼロ)。

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

機構集積協力金の交付要件の詳細は、対象農地の所在する市町の農政担当課、または最寄りの農業振興事務所にお問い合わせください。

